

＜奨学金返還支援制度規程例文の解説＞

規程文で定めていただきたい構成要素は下記のとおりです。

- 1.目的
- 2.支援の方法
- 3.支援の対象者
- 4.支援対象となる奨学金
5. 支援認定のための書類提出の有無
- 6.支援金額
- 7.支援対象期間
- 8.制度施行日

定められた内容を基に申請フォームに必要事項をご入力いただき、ご提出いただくことになります。
各構成要素の内容は次ページより、ご説明いたします。

規程文の名称を正確に記載してください。時折誤字脱字、類義語の使用が見られます。

奨学金返還支援制度規程（例文）

申請事業者様の名称をご記載ください

事業者名

1.何を目的として本規程を定めるのかをご記載ください。

（目的）

第1条 この規程は、奨学金返還支援制度について定めたものである。

2.支援対象者に対する支援の方法についてご記載ください。

（奨学金返還支援制度）

第2条 奨学金返還支援制度（以下「支援制度」という。）とは、自身の奨学金を現に返還している従業員に対して、会社が返還額を補助するために、次の方法にて支援する制度のことをいう。

- ・奨学金返還支援手当（以下「手当等支給」という。）として支給する。
- ・会社が返還額を奨学金の債権者に直接返還（以下「代理返還」という。）する。

手当等支給型か代理返還型のいずれか、または両方かを導入する制度に応じて規定してください。

3.支援対象者に関する条件をご記載ください。

（支援制度の対象者）

第3条 支援制度の対象者は、次のいずれにも該当する者（以下「支援対象者」という。）とする。

- （1）会社の業務に従事する正社員・契約社員・派遣社員・パート・アルバイトであること。
- （2）現に奨学金を返還している者であること。
- （3）次条の書類を提出した者であること。
- （4）試用期間中も対象とする。

□前提として、支援対象者を限定する内容は設定できません。

例えば新卒社員、入社○年以上、30歳未満などの条件が付される場合は対象外となります。

（FAQ2-5参照）

4. 支援対象となる奨学金をご記載ください。

(奨学金)

第4条 本規程に定める奨学金とは、次に掲げるものをいう。

- (1) 公益財団法人大阪府育英会
- (2) 独立行政法人日本学生支援機構
- (3) その他会社が適当と認める奨学金

- ☐ (1) は基本支援の必須要件です。追加で (2) 若しくは (3) 又は (2) (3) 両方を対象としてください。
- ☐ (1) と (2) は追加支援の必須要件です。
- ☐ その他会社が適当と認める奨学金とは、高等学校及び高等専門学校、短期大学、大学、大学院、専修学校の入学又は修学を支援するために貸与する奨学金等を指しています。
- ☐ (3) を定める場合、具体的な奨学金の貸与団体を記載することも可能です。

5. 支援を実施するにあたり必要な提出書類があればご記載ください。

(書類の提出)

- 第5条 支援制度の適用を受けようとする従業員は、奨学金の借入総額、借入残高及び返還計画（以下「返還計画等」という。）がわかる書類を会社が指定する日までに提出しなければならない。
- 2 支援対象者は、毎年、会社が指定する日に奨学金を返還していることを証明する書類を提出しなければならない。
 - 3 支援対象者は、返還計画等の変更があった場合には、速やかに会社に申し出なければならない。

求める書類の具体的な内容、提出頻度、提出する条件は、必要に応じて設定をしていただけます。

【参考】

奨学金が貸与されていることが確認できる書類の例を、別紙に記載しています。

☐ 第6条と第7条の説明に先立ち、以下の内容をご確認ください。

募集要項 P.4 3.支給要件 (1-1) □及び (1-2) □について

【基本支援】について

3.支給要件 (1-1)

- ☐ 導入した府育英会等奨学金返還支援制度の返還支援額が従業員等1人につき月額5,000円以上、かつ返還支援期間が5年以上であること
(返還支援額が1年につき6万円以上かつ返還支援期間の開始の日から5年以内における返還支援額の総額が30万円以上も対象となります。)

【追加支援】について

3.支給要件 (1-2)

- ☐ 導入した学生支援機構奨学金返還支援制度の基本的な返還支援額が従業員等1人につき月額7,500円以上、かつ返還支援期間が10年以上であること
(返還支援額が1年につき9万円以上かつ返還支援期間の開始の日から10年以内における返還支援額の総額が90万円以上も対象となります。)

6. 支援金額に関する条件をご記載ください。

(奨学金返還支援額)

第6条 会社は、支援対象者の奨学金返還を支援するため、返還額の【全部又は一部】を【手当等支給又は代理返還する】。

☐ 【 】は定められた制度規程に応じて規定してください。

2 各支援額は、以下のとおりとする。ただし、本人の奨学金返還月額を超えての支援は行わないものとする。また、支援対象の奨学金が複数ある場合は、対象の奨学金ごとに定められた支援額を支給するものとする。

- (1) 公益財団法人大阪府育英会が貸与する奨学金 月額〇〇,〇〇〇円
- (2) 独立行政法人日本学生支援機構が貸与する奨学金 月額〇〇,〇〇〇円
- (3) その他会社が適当と認める各奨学金 月額〇〇,〇〇〇円

☐ 各貸与団体ごとの支援金額をご記載ください。

基本支援については、(1)に加えて(2)若しくは(3)又は(2)(3)両方が原則月額5,000円以上の支援であることが必要です。

追加支援については、必ず(2)が原則月額7,500円以上の支援が必要です。

※「円以上」と下限を設定いただくため、「最大、上限」などの表現は認められません。

※(1)で原則月額5,000円以上の支援を行い(2)追加支援の基準を満たす場合、基本支援と追加支援の両方を満たすことになります。その上で(3)を支援拡充のため設定される場合、金額を自由に定められますが、基本支援の最低支援額5,000円以上の設定を推奨しております。ご理解、ご検討のほどよろしくお願いいたします。

【注意事項1】

日本学生支援機構の代理返還は、1回当たりの入金額が割賦額以上となるようにしてください。

(日本学生支援機構ホームページ「企業の奨学金返還支援(代理返還)に関するQ & A」より抜粋)

Q12 支援する金額が従業員の毎月返還すべき金額(割賦金)に満たない場合、口座振替による支援はできないのか。

A12 支援する金額が従業員の毎月返還すべき金額(割賦金)に満たない場合も、口座振替による支援は可能です。その場合、割賦金と支援額の差分は、当該月に従業員の口座より引き落とされます。

Q24 割賦額の一部を支援(毎月1万円の割賦額について毎月5千円を企業等から送金する等)することはできるか。

A24 現時点においては、債権管理上、割賦額未満での支援についてはお断りしております。

企業等が割賦額未満の金額で支援を行った後、残高不足等により従業員の口座からの引き落としができない場合には、延滞の原因となるためです。

なお、口座振替により支援(送金)を行う場合は、割賦金未満での支援も可能です。

(前記Q12参照)

※現状、割賦額1万円の対象者に毎月5千円の支援を希望する場合は、

「2か月に一度1万円を支援する」等、1回当たりの入金額が割賦額以上となる方法による支援をお願いしております。

<補足>

・割賦額とは、本人が返還する1回あたりの額です。「月賦」と「月賦・半年賦併用返還」があります。

【注意事項2】

代理返還は、企業等が支援する場合でも、本人の口座振替は継続されます。企業等の振込日によっては、口座振替により本人へ請求することがあります。また、企業等からの支援額が、月額(割賦額)に満たないときは、その差額を本人へ請求することになります。

(大阪府育英会、日本学生支援機構とも共通)

【注意事項3】

大阪府育英会の代理返還は、日本学生支援機構と違い、企業等も原則、毎月返還になります。

【注意事項4】

大阪府育英会の代理返還は元本金の返還だけで、延滞金がある場合は、元本金終了後、本人へ請求されます。

3 欠勤、休業、休職中などの勤務していない期間についても全額支援する。

4 【手当等支給又は代理返還】は、原則毎月行うものとする。

- ☐ 月単位を基準として、支援の時期については、6か月ごと、1年ごとなど事業者の実情に合わせて定めることが可能です。
- ☐ 【 】 手当等支給型か代理返還型のいずれか又は両方かを導入する制度に応じて規定してください。

7. 支援対象期間に関する条件をご記載ください。

(支援期間等)

第7条 返還支援は、支援制度適用の申請のあった日の属する賃金計算期間に対応する月から開始し、奨学金の返還が終了するまで行うものとする。

ただし、最低支援期間は、以下のとおりとする。

- (1) 公益財団法人大阪府育英会が貸与する奨学金 最低支援期間○年間
- (2) 独立行政法人日本学生支援機構が貸与する奨学金 最低支援期間○年間
- (3) その他会社が適当と認める各奨学金 最低支援期間○年間

2 前項の規定にかかわらず、奨学金の返還期間中に支援対象者が退職した場合は、退職日の属する賃金計算期間に対応する月を最終の支援とする。

- ☐ 各貸与団体ごとの支援期間をご記載ください。
- 基本支援については、(1)に加えて(2)若しくは(3)又は(2) (3) 両方が原則最低5年以上の支援が必要です。
- 追加支援については、必ず(2)が原則最低10年間以上の支援が必要です。
- ※支援の「最低」期間を定めていただくため、「最大、上限」等の表現は認められません。
- ※(1)で原則最低5年以上の支援を行い(2)追加支援の基準を満たす場合、基本支援と追加支援の両方を満たすことになります。その上で(3)を支援拡充のため設定される場合、期間を自由に定められますが、基本支援の最低5年以上の設定を推奨しております。
- ご理解、ご検討のほどよろしくお願いいたします。
- ☐ ここでいう「支援期間」とは、奨学金返還支援制度導入時点からの期間を意味するものではなく、支援対象者に対して奨学金の返還支援を実際に行う期間のことを指します。
- ☐ 会社との雇用契約解除後は支援の対象としなくて問題ありません。

8. 制度施行に関する情報をご記載ください。

(規程の改定)

第8条 この規程を変更する場合は、事前に従業員に対し通知する。

- ☐ 【誓約・同意事項】にある「支給が決定された場合は、今回導入した奨学金返還支援制度について、支給決定日から5年以上制度を継続することを誓います。」とあるため、5年以上の継続が読み取れない文言の記載は控えてください。
- 例えば下記のような内容は認められません。
- ・会社の前年度の業績に応じて、支援の有無を決定する。
 - ・制度を改廃する場合がある。

附則

(施行期日)

この規程は、令和○年○月○日から施行する。

- ☐ 令和5年9月21日から令和7年8月31日の間で施行している場合、本支援金の申請が可能です。